

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 寿宝会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿宝会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤役員 報酬

2 評議員には、定款第8条の規定により報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間4,500万円以内とする。

2 この法人の常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬 別表1「常勤役員俸給表」によるものとする。
- (2) 退職慰労金 別表3「退職慰労金算定式」により算出する。

3 各々の常勤役員の報酬月額は、常勤役員俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

5 評議員に対する報酬は、定款第8条に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費規程に順じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、この法人の職員の支給日と同様とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年6月21日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表

1号	月額 1,600,000円
2号	月額 2,000,000円

別表2 非常勤役員の報酬

理事	理事会又は評議員会出席の都度、一人一律15,000円
監事	理事会又は評議員会出席の都度、一人一律15,000円 監事監査指導の際、一人日額15,000円

別表3 退職慰労金算定式

最終報酬月額×在任年数×3
---------------

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。